

# 米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業 第2弾 参加宿泊施設募集要項

## 1 米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業 第2弾について

### (1) 本要項の趣旨

この要項は、米子市が行う「米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業 第2弾」（以下「本事業」という。）に参加する米子市内に所在する宿泊施設（以下「本市宿泊施設」という。）を募集することを目的とします。

### (2) 本事業の概要

名 称	米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業 第2弾
目 的	国の「Go To トラベルキャンペーン」の一時停止を受け、本市宿泊施設のキャンセルが相次いでいることから、県の「We Love 鳥取キャンペーン Part3」と連動した宿泊料金助成を行い、宿泊客数の回復による地域経済活性化を図る。
内 容	本市宿泊施設を、鳥取県民・島根県民が宿泊で利用した際に、宿泊施設が実施する割引に対して、本市が支援する事業。支援の対象となる経費は次のとおり。 <b>&lt;支援対象経費&gt;</b> 本市宿泊施設を鳥取県民・島根県民が宿泊で利用した際の代金のうち、宿泊施設が割引した金額。割引する金額は、利用者1人当たり宿泊代金の20%。ただし、割引する金額の上限は、5,000円。 なお、鳥取県民に関しては、県の「We Love 鳥取キャンペーン Part3」（割引率50%、上限5,000円）と、本事業を併用すると最大10,000円の割引となる仕組み。
割引対象	鳥取県民・島根県民または鳥取県民・島根県民を含む4人以下のグループ
支援総額	3,700万円
事業期間	令和2年12月28日（月）から令和3年1月11日（月）まで

## 2 宿泊施設の参加資格

(1) 本事業に参加できる宿泊施設は、次のア及びイのいずれの条件も満たすものとします。

ア 米子市内に所在する宿泊施設で、本事業参加施設として、あらかじめ登録を行った施設。

イ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業を行う施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。

(2) 次の事業者が経営に関与する宿泊施設は本事業への参加資格を有しません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

イ 法令及び公の秩序又は善良の風俗に反する事業を行っている者

ウ ア及びイのほか、市長が適当でないとする者

### 3 参加宿泊施設の申込方法等

#### (1) 申請方法

次の書類をご準備いただき、米子市観光課に郵送又は E メールにてご提出ください。

- ① 米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業 第2弾 参加登録申請書（様式第1号）  
（様式は米子市観光課または米子市ホームページにあります。）
- ② 旅館業法に基づく旅館業の営業許可書の写し
- ③ 振込口座の分かるもの  
（通帳の写し等、金融機関名・支店名・預貯金種別・口座名義・口座番号が記載されたもの）

#### ○郵送で申請する場合

宛先：米子市経済部文化観光局観光課

〒683-8686 鳥取県米子市東町161-2（市役所第2庁舎3階）

※封筒に「参加宿泊施設申請書在中」と必ず表記してください。

#### ○Eメールで申請する場合

宛先：shukuhaku@city.yonago.lg.jp

※メールの件名に「参加宿泊施設申請」と必ず表記してください。

「shukuhaku@city.yonago.lg.jp」は受信用アドレスです。

米子市から連絡する場合は「kanko@city.yonago.lg.jp」のアドレスを使用します。

#### (2) 申請期間

令和2年12月22日（火）から事業終了まで随時受け付けます。

#### (3) 参加宿泊施設の決定

参加宿泊施設に決定した申請者に対して決定通知及び覚書を郵送します。

### 4 参加宿泊施設の取消等

本募集要項に違反する行為が認められた場合、支援金支払の拒否や参加宿泊施設の決定の取消を行う場合があります。また、当該違反行為に起因して損害金が発生した際は請求する場合があります。

### 5 本事業の実施手順

#### (1) 参加宿泊施設における利用者割引

参加宿泊施設を鳥取県民又は島根県民等が宿泊で利用する際に、次の手順で割引を実施します。

ア 参加宿泊施設は、本事業を利用したい鳥取県民又は島根県民等（以下「利用者」という。）

に対し、宿泊施設のフロント等で、鳥取県民又は島根県民であることを証明する書類を確認します。

イ 参加宿泊施設は、利用者に「米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業 第2弾 宿泊割引利用申込書（様式第4号）」への記載をしていただきます。なお、宿泊割引利用申込書には領収書又はレシートの写しを添付してください。

ウ 参加宿泊施設は、利用者の利用金額に応じた割引を実施していただきます。

①税込みの利用金額から割り引くものとします。

②割引額に、1円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てます。

<参考・宿泊利用の割引額計算方法>

人数	適用条件	割引率	割引金額
1人	利用金額が 25,000 円以上の場合	定額	5,000 円
	利用金額が 24,999 円以下の場合	20%	変動
2人	利用金額が 50,000 円以上の場合	定額	10,000 円
	利用金額が 49,999 円以下の場合	20%	変動
3人	利用金額が 75,000 円以上の場合	定額	15,000 円
	利用金額が 74,999 円以下の場合	20%	変動
4人	利用金額が 100,000 円以上の場合	定額	20,000 円
	利用金額が 99,999 円以下の場合	20%	変動

(2) 参加宿泊施設からの支援金請求

ア 提出書類

参加宿泊施設は次の書類を本市に提出し、支援金の請求をしてください。

- ① 米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業 第2弾 交付金請求書（様式第2号）
- ② 米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業 第2弾 利用者報告書（様式第3号）
- ③ 米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業 第2弾 宿泊割引利用申込書（様式第4号）

イ 支援金支払方法及びスケジュール

口座振込とします。入金日は、毎月5、15、25日（休日の場合はその前営業日）を予定しています。スケジュールは次のとおりです。

<支援金支払スケジュール表>

回数	米子市観光課への持参及び郵送（必着）期間	振込予定日
1	令和3年1月5日～1月13日	令和3年1月25日
2	令和3年1月14日～1月26日	令和3年2月5日
3	令和3年1月27日～2月1日	令和3年2月15日
4	令和3年2月2日～2月12日	令和3年2月25日
5	令和3年2月13日～2月22日	令和3年3月5日
6	令和3年2月23日～3月3日	令和3年3月15日
7	令和3年3月4日～3月15日	令和3年3月25日

(3) 利用・予約状況報告

ア 週報

本市は本事業の予算残額を確認するため、参加宿泊施設には毎週の利用・予約状況を、「米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業 第2弾 利用・予約状況週報（様式第5号）」により報告していただきます。報告は FAX 又は E メールで行ってください。報告の際は、以下の点に留意してください。

- ① 週報は、毎週月曜日に前日（日曜日）時点の数値を報告してください。
- ② 利用分については、既に宿泊施設を利用し、本事業の割引を受けたものをカウントし、本事業開始からの累計の数値を記載してください。

予約分については、今後本事業を利用する予定で予約が入っているものをカウントし、報告日時点での数値を記載してください。

- ③ 利用又は予約状況に変更があった週は、必ず報告してください。
- ④ 報告が無い場合は、支援金の支払いができないことがあります。

#### <週報提出日>

- ・令和3年1月4日（月）
- ・令和3年1月12日（火）

#### イ 日報

本事業の予算が上限に近づいた場合は、利用・予約状況を更に詳細に確認する必要があるため、報告を週報から日報に切り替えます。報告は、「米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーン事業 第2弾 利用・予約状況日報（様式第6号）」により、FAX 又は Eメールで行ってください。報告の際は、以下の点に留意してください。

- ①日報は、毎日、報告日時点の数値を報告してください。
- ②利用分については、既に宿泊施設を利用し、本事業の割引を受けたものをカウントし、本事業開始からの累計の数値を記載してください。  
予約分については、今後本事業を利用する予定で予約が入っているものをカウントし、報告日時点での数値を記載してください。
- ③利用又は予約状況に変更があった日は、必ず報告してください。
- ④報告が無い場合は、支援金の支払いができないことがあります。
- ⑤毎日の利用・予約が多い参加宿泊施設には、個別に日報を求める場合があります。

#### 6 その他留意事項

本募集要項に記載されていない事項などに関しては、別途協議を行います。

##### 【お問合せ先】

米子市経済部文化観光局観光課

(住所)〒683-8686 米子市東町 161 番地 2 (米子市役所第 2 庁舎 3 階)

(電話)0859-23-5211 (FAX)0859-23-5598 (Eメール)shukuhaku@city.yonago.lg.jp